

ガソリン・軽油の暫定税率廃止に向けた補助金の段階的拡充について

- 急激な価格変動による流通の混乱を抑えるため、ガソリン・軽油に対する補助金（定額引下げ措置）を当分の間税率（いわゆる暫定税率）と同水準まで段階的に拡充する。
- 1回あたりの変動幅を最大5円程度に抑えながら、以下のとおり支給単価を拡大する。
- そのうえで、ガソリンの暫定税率は、本年12月31日に廃止するとともに、軽油の暫定税率は、令和8年4月1日に廃止するとされた。

<補助金拡充のスケジュール>

	現行	11月13日	11月27日	12月11日
ガソリン	10円/L	15円/L	20円/L	25.1円/L
軽油	10円/L	15円/L	17.1円/L	17.1円/L

※その他の油種については、従前どおり（重油・灯油：5円/L、航空機燃料：4円/L）

